

平成 28 年度経営計画

I. 経営方針

1. 業務環境

(1) 栃木県の景気動向

県内の景気は、一部に足踏みがみられるものの、基調としては持ち直しの動きが続いています。

個人消費は、夏場の天候不順や台風の影響もあり弱含んで推移していましたが、雇用・所得環境が持続的に回復しており、緩やかに持ち直しています。生産活動は、概ね横ばいの動きが続いているものの、今後、在庫の調整が進むことや消費税増税前の消費財、投資財需要の高まりが見込まれ、緩やかな回復に向かうものとみられます。雇用情勢については、平成 27 年 4 月に 6 年 8 ヶ月ぶりに有効求人倍率が 1 倍を超え、平成 28 年 1 月には 1.15 倍まで回復するなど、着実に改善しています。

先行きについては、中国をはじめとする新興国経済の景気の下振れや為替の動向など、地域経済に影響を与える要因に注意する必要があるものの、地方創生に係る国や県の各種施策の効果や雇用・所得環境のさらなる改善により、着実な回復へ向かうことが期待されます。

(2) 中小企業を取り巻く環境

日本経済は、長引くデフレ経済からの脱却を図るための対策が講じられ、その成果が着実に現れてきており、企業収益が過去最高水準となるなど経済の好循環が生まれつつあります。一方で、業種や地域によってはアベノミクスの恩恵が未だ十分に行き渡っておらず、とりわけ中小企業・小規模事業者においては、人材不足や後継者難、原材料費の上昇等の経営課題を抱える企業や業績改善が進まない企業も多く、景況感には濃淡がみられます。

金融情勢では、県内民間金融機関の貸出金残高は前年を上回っていますが、超低金利の金融環境下において、金利競争の激化がみられます。

県内の企業倒産をみると、負債総額では前年を下回ったものの、倒産件数は全国的に減少傾向にある中、本県においては前年を上回りました。特に負債総額 1 億円未満の倒産件数が過半数を超えるなど、倒産件数に占める小規模・零細企業の割合は高く、今後もそうした小規模・零細企業による倒産の発生が懸念されます。加えて、中小企業金融円滑化法が終了し 3 年を経過する中、業績回復が進まず、依然として返済緩和の条件変更を繰り返している企業の動向にも注視する必要があります。

2. 業務運営方針

このような状況下、当協会は県内中小企業の資金繰りの円滑化のため保証推進に積極的に取り組むとともに、中小企業の成長・発展に寄与するため金融支援と経営支援の一体的な取り組みを推進します。加えて、国や地方公共団体の施策にも呼応し、創業者や小規模事業者への支援や中小企業の経営改善・事業再生支援にも積極的に取り組みます。

また、信用補完制度が中長期的に中小企業の成長を下支えする制度として頑健性、持続可能

性を確保できるよう、現在、中小企業政策審議会において制度の見直しに関する議論が進められています。当協会は、その方向性を的確に認識することはもとより、所要の対応に適切に取り組むことにより、「地域に根ざした、信頼される信用保証協会」を目指します。

- ① 中小企業の資金ニーズに即した迅速かつ適切な保証に努めることはもとより、創業者や小規模事業者への支援強化に取り組めます。また、保証承諾、保証債務残高が減少する中、金融機関等との連携を強化し積極的な保証推進に取り組むとともに、新規先等の獲得により保証利用層の拡充を図ります。
- ② 保証利用企業へは、ライフステージに応じた経営支援の強化に取り組めます。とりわけ返済緩和先については、専門家派遣を活用した経営改善計画の策定支援や借換保証の活用等により返済の正常化に向けた支援に取り組めます。また、「とちぎ中小企業支援ネットワーク」の枠組みを活用するなど、関係機関と連携を図りながら効果的な経営・再生支援に取り組めます。
- ③ 安定した経営基盤確保のため、経営の合理化・効率化や人材育成に継続的に取り組めます。また、信用補完制度の持続化に資するため、経営支援や延滞・事故先への事業継続支援を通して、代位弁済の抑制に努めます。また、回収業務については、回収の最大化・効率化に努めるとともに、求償権先の事業継続や事業再生、保証人の生活再建に配慮した支援に取り組めます。
- ④ コンプライアンス態勢のさらなる強化に努めるとともに、内部管理の徹底により、多様化・複雑化するリスクに対して組織的な対応の強化を図ります。また、地域社会から信頼される信用保証協会を目指し、透明性の高い、規律ある業務運営に努めます。

II. 重点課題

【保証部門】

1. 現状認識

景気は緩やかな回復基調にあるものの、その恩恵を受け業績を改善させた中小企業と依然として厳しい経営環境下に置かれた中小企業の二極化が進む中、多くの中小企業は厳しい経営状況が続いており、先行きの懸念を拭えない状況にあります。

このような状況下、中小企業の資金需要が本格的な回復に至らなかったことに加え、超低金利の金融環境による保証料の割高感も相まって、保証承諾は減少、保証債務残高も漸減しており、金融機関をはじめとする関係機関と連携した積極的な保証推進により保証承諾の増加、保証債務残高の維持・確保に努めていく必要があります。加えて、中小企業者数が減少する中、当協会の利用企業者数も減少しており、新規先等の獲得により保証利用層の拡充を図る必要があります。一方で、保証債務残高に占める返済緩和措置を講じた条件変更先の割合は高止まりの状況にあり、引き続き借換えや条件変更等への柔軟な対応による資金繰り支援の強化も求められています。

中小企業の多様化する資金ニーズに対しては、迅速かつ適切な保証に努めるだけでなく、経営実態を捉え、ニーズに即した最適な保証制度を提案していきます。また、創業者や小規模事業者に対しては、国や地方公共団体の支援施策とも呼応しながら積極的に支援していく必要があります。

さらには、そうした中小企業への適切な保証、多様化するニーズ、返済緩和先への資金繰り支援等への確に対応するため、職員個々の審査能力、創業・経営支援ノウハウの向上が必要となっていることに加え、手口が巧妙化、精緻化している不正利用や保証不適格者の利用に対応するため、組織全体としての審査機能の向上も求められています。

以上を踏まえ、以下の課題について重点的に取り組みます。

2. 具体的な課題

- (1) 企業ニーズに即した適切な保証
- (2) 金融機関等と連携した保証利用の推進
- (3) 創業者・小規模事業者向け保証の推進
- (4) 審査機能の向上

3. 課題解決のための方策

(1) 企業ニーズに即した適切な保証

- ① 中小企業の資金需要に対し迅速な保証に努めるとともに、現地調査の実施等により企業の経営実態や特性を的確に把握することで、適切な保証に努めます。
- ② 中小企業の多様な資金ニーズに対応していくため、新たな保証制度の創設や既存制度の適切な見直しについて検討を行います。また、流動資産を有効活用する「流動資産担保融資保証」、安定した長期資金の調達を支援する「中小企業特定社債保証」を推進し、中小企業の資金調達手段の多様化に対応するとともに、調達コストを抑えられる地方公共団体の制度融資を積極的に推進するなど、ニーズに即した最適な保証制度の提案に努めます。
- ③ 国や地方公共団体による中小企業の生産性向上に資する施策とも呼応し、新たに設備資金に係る保証について保証料率の割引を実施することにより、中小企業の設備投資を側面から後押しします。
- ④ 中小企業の業況等を踏まえつつ、資金繰りの厳しい先に対しては、借換保証による借入の一本化や返済緩和等の条件変更に対応するなど、適切な資金繰り支援に努めます。
- ⑤ 経営者保証ガイドラインに沿った経営を行っている中小企業に対しては、金融機関等と連携しながら、経営者の個人保証に依存しない「経営者保証ガイドライン対応保証」を推進します。

(2) 金融機関等と連携した保証利用の推進

- ① 金融機関との協調支援を通じた適切なリスク分担により、借入枠の拡大を図る「ハーモニーサポート保証」や、金融機関との連携・協力により、低コストでの資金調達を可能とする「エクセレント保証」を積極的に推進します。
- ② 新たに金融機関向けに保証推進キャンペーンを展開し、保証料率の引き下げを実施している保証制度のより一層の利用促進を図ります。また、金融機関との連携を強化し、新規先や完済後利用のない先の掘り起こしに取り組むことで、保証利用の増加に繋がります。
- ③ 金融機関別、エリア・店舗別ごとの勉強会等を通じ、保証制度等の周知、推進を図ります。また、支店長との意見交換・情報交換会を開催し、さらなる緊密な関係構築を図るとともに、収集した意見・要望を業務に反映させることで、利便性や顧客満足度の向上に繋がります。
- ④ 地方公共団体や商工団体等の関係機関との意見交換、情報交換の会議等の機会を捉え、積

極的に保証制度の周知、推進を図ります。また、制度融資や商工団体との提携保証について創設、改善等の協議を進め、より充実した制度とすることで保証利用の促進に繋がります。

(3) 創業者・小規模事業者向け保証の推進

- ① 創業時の金融相談や計画策定のアドバイス等のきめ細やかな支援に取り組みます。また、市町が実施する創業支援事業との連携や商工団体等が主催する創業塾等への参加を通して、保証制度の周知を図ります。
- ② 創業保証については、国や地方公共団体制度を積極的に活用するとともに、金融機関及び支援機関との連携により、創業前の相談から計画策定支援、事業開始後の経営支援までニーズに応じたサポートを実施し、保証料率の割引措置を講じている「創業等連携サポート制度」の利用促進を図ります。
- ③ 小規模事業者については、負担軽減措置のある地方公共団体制度をはじめ、保証料率の引き下げを継続している「小口零細企業保証」や「特別小口保証」の利用を推進します。
- ④ 経営課題に対する経営相談会や窓口相談、認定支援機関等と連携した経営支援により、小規模事業者の事業の成長と持続的発展を支援します。

(4) 審査機能の向上

- ① 保証業務を通じた実務経験に加え、研修や支援機関主催の各種セミナー等への参加を通して、財務面だけでなく事業性評価ができる人材の育成に努めるとともに、企業訪問や経営者との面談等の実務を通して、企業観察力や目利き能力、相談能力の向上を図ります。
- ② 関係機関との情報交換や外部専門家との協働を通じ、創業や各種経営支援を実施するために必要なスキル、ノウハウの向上を図ります。
- ③ 保証事例等の審査情報について共有するとともに、創業モニタリングの調査結果や早期事故・代位弁済事例等のフィードバックを行うことで、保証審査の適正化や高度化する信用保証実務への対応力の強化を図ります。
- ④ 金融機関から提出される「営業実態調査報告書」や平成 27 年度に加盟した信用情報機関への照会を通じ、不正利用や保証不適格者の利用の防止に取り組みます。

【期中管理部門】

1. 現状認識

金融機関等と連携した返済緩和等の条件変更への柔軟な対応や経営支援の取り組みの効果等により、近時、事故発生や代位弁済は沈静化しているものの、返済緩和等の条件変更は高止まりの状況にあり、今後、事故発生、代位弁済への移行も懸念されることから、こうした返済緩和先に対してのより一層の経営支援、返済の正常化に向けた支援の取組強化が求められています。

このような状況下、経営支援の実効性向上のため企業実態の把握に努め、各企業のライフステージに応じたきめ細やかな経営支援を実施していく必要があります。とりわけ、喫緊の課題である返済緩和先への正常化に向けた支援に対してより積極的に取り組んでいくとともに、延滞先や事故先に対して早期の調整着手や事業継続支援を実施することで、代位弁済の抑制に努めます。さらに、経営・再生支援の実施に際しては、支援機関との連携を強化しながら、各種支援策や保証制度の積極的な活用を図るとともに、再生スキーム等を活用した抜本的な事業再生支援にも取り組む必要があります。

以上を踏まえ、以下の課題について重点的に取り組みます。

2. 具体的な課題

- (1) 企業のライフステージに応じた経営支援
- (2) 返済緩和先に対する正常化支援の強化
- (3) 関係機関と連携した経営・再生支援

3. 課題解決のための方策

(1) 企業のライフステージに応じた経営支援

- ① 創業保証を利用した先については、適時モニタリングを実施し、創業計画の達成状況や経営上の問題点を把握したうえで、各支援機関や外部専門家との連携により、事業の安定に向けたフォローアップに取り組みます。
- ② 成長段階にあるなど、販路拡大を目指す先に対しては、当協会が共催するビジネスフェア等によるマッチングや関係機関が主催するビジネスフェア等への出展支援、費用補助等を通じ事業拡大に貢献します。
- ③ 経営改善や事業再生が必要な先については、国や支援機関、当協会が実施する支援事業を有効に活用しつつ、経営改善計画の策定支援、計画策定後のモニタリング等による進捗管理に努めます。また、事業承継が必要な先には、栃木県事業引継ぎ支援センターと連携し、円滑な事業承継を支援します。
- ④ 延滞・事故先については、初動管理を徹底し金融機関と連携しながら正常化に向けた調整を行うなど事業継続支援を実施します。返済の見通しが立たず、金融調整が困難な先については迅速に代位弁済へ移行し、当協会が債権者となることで実情に応じた回収を進めます。

(2) 返済緩和先に対する正常化支援の強化

- ① 経営状況の改善が見込まれる返済緩和先に対しては、国の「信用保証協会中小企業・小規模事業者経営支援強化促進補助金」を活用した「経営安定化支援事業」の実施により、経営者に経営改善のための具体的行動の必要性を促し、外部専門家の派遣を通じた経営診断、経営改善計画策定、金融調整を行うなど、返済の正常化に向けた支援に積極的に取り組みます。当該事業の実施にあたっては、職員の増員や支援対象者の拡充、フォローアップの充実など、取り組みの強化を図ります。
- ② 返済の正常化にあたっては、実現可能性のある計画を基に経営の改善や事業の再生に取り組む企業を対象とした「経営改善サポート保証」や「経営力強化保証」、「条件変更改善型借換保証」を活用した資金繰り支援に取り組むとともに、継続的な経営支援に取り組みます。
- ③ 大口の返済緩和先で、金融調整が難しく当面正常化の見通しがたかない先については、重点支援先として、引き続き企業の状況に応じた各種支援策を講じながら継続的な経営支援に取り組みます。

(3) 関係機関と連携した経営・再生支援

- ① 事務局として「とちぎ中小企業支援ネットワーク会議」を開催し、情報の共有化等により地域全体の経営支援のスキル向上に努めます。
- ② 「経営サポート会議」については、個別企業への支援の実施にあたり支援方針の協議・意見交換を行う場として積極的に活用するとともに、国の「認定経営革新等支援機関による経営改善計画策定支援事業」を利用し策定された計画の合意形成の場としても活用を図ります。

- ③ 経営改善計画の策定にあたっては、国の「認定経営革新等支援機関による経営改善計画策定支援事業」及び当協会が実施している「経営改善計画策定費用補助事業」を有効活用し、中小企業の負担を軽減します。
- ④ 栃木県中小企業診断士会と連携した「外部専門家等活用支援事業」を積極的に推進し、専門家派遣による指導・助言や経営相談会の開催等により中小企業者の経営課題に対しきめ細やかな対応に努めます。
- ⑤ 栃木県中小企業再生支援協議会や再生ファンド運用会社等の支援機関と連携を図りながら、「求償権消滅保証」、「D D S」、「不等価譲渡」等を活用し、抜本的な事業再生支援に取り組みます。
- ⑥ 栃木県産業振興センター等の各支援機関と情報交換を密にし、各機関が取り組む支援施策を活用することで、企業の抱える多様な経営課題に応じた効果的な経営支援に取り組みます。

【回収部門】

1. 現状認識

回収環境は、担保や第三者保証人の無い求償権が累増していることに加え、関係人の破産等の法的整理手続きの増加などもあり、厳しい状況にあります。こうした厳しい環境下にあります。こうした厳しい環境下にはありますが、協会収支の確保及び保険収支の改善を進めていくためには、回収の最大化・効率化に向けた取り組みは不可欠であり、求償権先の事業継続や再生支援及び保証人の生活再建支援にも配慮しながら取り組んでいく必要があります。

また、平成 25 年度に発覚した不正事件を踏まえた再発防止策を着実に実施することはもとより、求償権回収業務全般に亘り点検・見直しを実施することで管理事務の充実・強化に努めます。

以上を踏まえ、以下の課題について重点的に取り組みます。

2. 具体的な課題

(1)回収の最大化・効率化

(2)求償権先の事業継続・再生支援及び生活再建支援の強化

(3)管理事務の充実・強化

3. 課題解決のための方策

(1)回収の最大化・効率化

- ① 期中管理部門との連携により、代位弁済前に債務者等の資産状況等を事前取得し、状況に応じて「求償権の事前行使」を効果的に活用します。代位弁済後は速やかに債務者等の実態を把握し、実情に見合った回収方針を決定するとともに、進行管理を徹底します。また、返済について誠意のみられない関係人に対しては、法的措置を講じるなどにより回収促進を図ります。
- ② 定期回収については、入金管理表を活用して入金管理の徹底、延滞等の督促を強化し底上げを図るとともに、コンビニ振替や口座自動振替の利用促進など、回収手段の多様化、利便性の向上に努めることで回収額の増加に繋がります。

- ③ 回収の見込みのない求償権については、適正に管理事務停止及び求償権整理を実施するとともに、無担保案件等の回収については、保証協会債権回収株式会社を有効に活用することで、回収業務の効率化を図ります。

(2) 求償権先の事業継続・再生支援及び生活再建支援の強化

- ① 返済について誠意がみられ、事業を継続している求償権先に対しては、分割返済や任意処分等の調整に努めるなど、事業継続に繋がる回収に取り組みます。
- ② 定期的な回収があり、業績の改善が認められる先については、「求償権消滅保証」の候補先としてリストアップし、当協会から積極的に働きかけるなど、求償権先の事業再生を支援します。
- ③ 保証人から経営者保証ガイドラインに則った債務整理の申し出があった場合には、他の債権者とも連携しながら、同ガイドラインに基づく適切な対応に努めます。
- ④ 返済を継続している保証人に対しては、経済合理性があると判断される場合には、一部弁済による保証債務の免除を適正に実施することで生活再建を支援します。

(3) 管理事務の充実・強化

- ① 回収成功事例や特殊事例等の蓄積・共有化を推進するとともに、顧問弁護士による研修会の実施やOJTによるベテラン職員からの伝承等により、職員の知識や折衝力など回収スキル・ノウハウの向上に努めます。
- ② 不正事件の再発防止策を盛り込み、平成26年度に全面改正を実施した「求償権事務処理要領」及び「管理回収マニュアル」に基づき、適正な管理事務を実施していくとともに、継続的に検証、見直しを行うことで、管理事務の充実・強化に努めます。
- ③ 保証協会債権回収株式会社栃木営業所から四半期毎に「業務実績報告」を受けるなど、当協会の関与を強めることで、委託債権に対する管理の強化を図ります。

【その他間接部門】

1. 現状認識

中小企業金融の円滑化を担う公的機関として信用保証協会の使命は大きく、その責任や役割を果たすためには、組織全体のコンプライアンス態勢の一層の強化に加え、職員個々の意識向上が極めて重要となってきます。

また、信用保証協会を取り巻くリスクは多様化、複雑化しており、様々なリスクに対する管理態勢を強化し、組織的に対応していく必要があります。

さらに、経営の合理化や効率化、業務執行を担う職員の育成に努めることで経営基盤の充実を図るとともに、規律ある業務運営に努めながら、経営方針となる経営計画や業務実績などを適時適切に公表することで経営の透明性の維持・確保に努め、地域社会から信頼される信用保証協会を目指す必要があります。

以上を踏まえ、以下の課題について重点的に取り組みます。

2. 具体的な課題

(1)コンプライアンス態勢のさらなる強化

(2)リスク管理の徹底

(3)経営の透明性の維持・確保

(4)人材育成と職員資質の向上

(5) 経営の合理化・効率化

(6) 効果的な広報活動の実施

3. 課題解決のための方策

(1) コンプライアンス態勢のさらなる強化

- ① コンプライアンスプログラムを計画的に実践し、コンプライアンス委員会や監査等によるフォローアップを実施することで、コンプライアンス態勢の強化を図ります。
- ② 外部講師を招いての研修会、内部研修会を実施することで、職員個々の意識の向上を図ります。また、定期的に職員ヒアリングを実施することで、業務面はもとより日常生活面まで含めた職員の状況把握に努め、コンプライアンスの実現に不可欠である良好なコミュニケーションの形成を図ります。
- ③ 個人データ取扱状況の点検及び監査を実施するとともに、個人情報保護に関する内部研修の実施等継続的な啓蒙活動により個人情報保護態勢の強化を図ります。
- ④ 反社会的勢力等の対応については、関係機関との連携や外部機関を活用し収集したデータの蓄積とその有効活用により徹底的な排除に努めます。

(2) リスク管理の徹底

- ① 市場関連リスクに対しては、低金利の状況下で運用収益が低下する中、資金運用規程に基づく資金運用方針を策定し、これに基づくリスク分散投資を実施するなど安定かつ効率的な資金運用を行います。
- ② 信用リスクに対しては、適切な与信判断及び保証制度の運用に努めるとともに、保証債務残高の定期的なポートフォリオ分析を実施し、月例会議で報告するなど信用リスクの把握及び管理を行います。
- ③ 事務リスクに対しては、情報漏洩や書類紛失の防止策として重要書類等の運搬時におけるGPS端末の携帯を実施するほか、内部規程等に沿った適正かつ正確な事務処理を行うとともに、チェック体制の強化を図ります。
- ④ システムリスクに対しては、ネットワークシステム管理運用規程の見直しを行うなど、さらなるセキュリティの強化に努めるとともに、障害・不具合等の防止に向けた厳格な対応に努めます。また、システム運用にあたっては、保証協会システムセンター株式会社やCOMMONシステム参加協会と連携を図るとともに、サーバー等の老朽化機器の更改を実施し安定稼働に努めます。
- ⑤ 災害時の危機リスクに対しては、役職員の安全確保、経営資源の保全等により一定水準の業務の継続ができるよう求められており、事業継続計画（BCP）が有効に機能するよう関連規程やマニュアル等を適時見直すとともに、定期的な研修や訓練の実施により役職員への周知に努めます。
- ⑥ 接客時等における役職員の安全確保や有事の際の記録のため、執務フロア及び応接室に監視カメラを設置します。

(3) 経営の透明性の維持・確保

- ① 適切な業務運営を確保するため、事業計画についての内部周知及び執行管理を徹底するとともに、内部監査・検査による監督強化を図ります。また、業務実績やコンプライアンスについて外部評価委員による評価を受けるなど、経営の透明性を高めます。
- ② 経営計画やその実績に係る自己評価及び外部評価委員の評価を公表します。また、業務実

績等については、保証月報やホームページ、ディスクロージャー誌の発行等で適時適切に情報開示を行うなど経営の透明性の維持・確保に努めます。

- ③ 全国信用保証協会連合会を中心に議論が進められている「信用保証協会の会計基準の見直し」に対し、適時適切に対応します。

(4) 人材育成と職員資質の向上

- ① 中小企業診断士等の資格取得や通信教育講座の受講を奨励するとともに、全国信用保証協会連合会が主催する各種研修への参加や内部研修の実施により、職員の一層のレベルアップを図ります。
- ② 全国信用保証協会連合会や日本政策金融公庫から講師を招いた研修会を開催し、信用補完制度を取り巻く環境や信用保険に対する知識取得に努めます。
- ③ 外部講師を招いての研修やストレスチェックの実施、衛生委員会の活動等を通じたメンタルヘルスケアへの取り組みにより、職員の健康保持・増進に努めます。

(5) 経営の合理化・効率化

- ① 職員個々が常に問題意識を持って業務の改善・効率化に努めるとともに、他協会視察の実施等により先進的な取組事例の情報を収集し、合理化・効率化に向けた検討を進めます。
- ② 経年劣化が進む永久保存文書のマイクロフィルム化を実施するとともに、保証の原議等について保管方法の見直しの検討を進めます。
- ③ 超低金利の状況下において資金運用収益の確保に努めるとともに、予算執行管理の厳格化等により経費削減を徹底します。また、全職員を対象に決算説明会を開催し、職員のコスト意識の醸成を図ります。

(6) 効果的な広報活動の実施

- ① 平成 27 年度に全面リニューアルを実施したホームページを有効活用し、情報発信力の強化を図ります。
- ② 新聞等のマスメディアを積極的に活用し、効率的かつ実効性のある広報活動を展開することで、当協会に対する認知度向上及び保証利用の促進に努めます。
- ③ 商工団体等の関係機関と連携し、各団体の発行する広報誌等を活用した保証制度や実施事業の周知により利用促進を図ります。
- ④ 新規事業・保証制度に係るリーフレット等の作成や制度改正、業務変更を踏まえた各種手引き・マニュアル等の見直しを適宜行い、関係機関への配布等を通じて信用保証の実務、信用保証制度の周知を図ります。

Ⅲ. 主要業務数値の見通し

平成 28 年度の主要業務数値（計画）は、以下の通りです。

項目	金額	前年度実績比
保証承諾	1,500 億円	103.3%
保証債務残高	3,715 億円	94.5%
代位弁済	65 億円	100.5%
回収	16.5 億円	119.6%